(3) 匿名予防接種等関連情報等を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の六第五号の表の上欄に掲げる匿名予防接種等関連情報等を取り扱うことが不適切であるとそれぞれ同表の下欄に掲げる者が認めた者

ロ　匿名予防接種等関連情報を取り扱う者に対する必要な教育及び訓練を行うこと。

三　次に掲げる物理的な安全管理に関する措置

イ　匿名予防接種等関連情報を取り扱う区域を特定すること。

ロ　匿名予防接種等関連情報を取り扱う区域として特定された区域への立入りの管理及び制限をするための措置を講ずること。

ハ　匿名予防接種等関連情報の取扱いに係る機器の盗難等の防止のための措置を講ずること。

ニ　匿名予防接種等関連情報を削除し、又は匿名予防接種等関連情報が記録された機器等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うこと。

四　次に掲げる技術的な安全管理に関する措置

イ　匿名予防接種等関連情報を取り扱う電子計算機等において当該匿名予防接種等関連情報を処理することができる者を限定するため、適切な措置を講ずること。

ロ　匿名予防接種等関連情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線等に接続している場合、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため、適切な措置を講ずること。

ハ　匿名予防接種等関連情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続していることに伴う匿名予防接種等関連情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な措置を講ずること。

五　次に掲げるその他の安全管理に関する措置

イ　匿名予防接種等関連情報の取扱いに関する業務を委託するときは、当該委託を受けた者が講ずる当該匿名予防接種等関連情報の安全管理のための必要かつ適切な措置について必要な確認を行うこと。

ロ　イの委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

ハ　匿名予防接種等関連情報を取り扱う者としてあらかじめ申し出た者以外の者が当該匿名予防接種等関連情報を取り扱うことを禁止すること。

（法第三十一条の厚生労働省令で定める者）

第十三条の八　法第三十一条の厚生労働省令で定める者は、国立健康危機管理研究機構、独立行政法人医薬品医療機器総合機構又は同条に規定する事務を適切に行うことができる者として厚生労働大臣が認めた者とする。　（新設）

（手数料に関する手続）

第十三条の九　厚生労働大臣は、法第二十四条第一項の規定により匿名予防接種等関連情報を提供するときは、匿名予防接種等関連情報利用者（法第二十五条に規定する匿名予防接種等関連情報利用者をいう。以下同じ。）に対し、当該匿名予防接種等関連情報利用者が納付すべき手数料（法第三十二条第一項に規定する手数料をいう。以下同じ。）の額及び納付期限を通知するものとする。　（新設）

2　前項の通知を受けた匿名予防接種等関連情報利用者は、納付期限までに手数料を納付しなければならない。